

## 居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「千曲市社協」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員その他の従業員（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護者となった高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員等は、要介護となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

事業所の介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、中立公正に行う。

### (事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う各事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

	名 称	所在地
1	千曲市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	千曲市大字杭瀬下 1 3 番地 1
2	戸倉上山田居宅介護支援事業所	千曲市大字磯部 1 1 1 0 番地 1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 各事業所 介護支援専門員 1 名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 職員 各事業所 介護支援専門員常勤 1 名以上

職員は、居宅介護支援の提供に当たる。

(3) 事務職員 各事業所 1 名以内

事務職員は、必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第 5 条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を受けなければならない。

2 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護サービス計画の作成又は変更
- (2) 利用者又はその家族及び居宅サービス事業者との連絡
- (3) 必要に応じて、介護保険施設へ紹介その他の便宜の提供

3 使用する課題分析表は、MDS-HC方式とする。

4 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、各事業所の相談室及び会議室とする。

5 介護支援専門員は、サービス開始後においても、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、適切なサービスが実施されているか把握する。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1km当たり37円で積算した額を交通費として徴収する。この場合、通常の実施地域にかかる部分については、徴収しない。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（氏名押印）を受けることとする。

(事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、千曲市、坂城町、長野市南部とする。

(その他運営についての重要事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する義務を負う。

3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規程する義務を負う。

4 従業者は、常に清潔保持及び健康管理に努め、特に訪問後は、手、指を洗浄するなど感染予防に十分留意する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は千曲市社協と事業者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

